

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 19 日現在

機関番号：84413

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21720249

研究課題名（和文） 近代大阪における地域支配構造の二段階再編に関する研究

研究課題名（英文） Research on the two-step restructuring of local governance structure in modern Osaka

研究代表者

飯田 直樹（IIDA NAOKI）

公益財団法人大阪市博物館協会・大阪歴史博物館・学芸員

研究者番号：10332404

研究成果の概要（和文）：本研究は、対象時期を大正 7 年（1918）の米騒動前後に限定し、当該期になされた地域支配構造の「再編」の中身を大阪に即して解明することをおもな目的として実施されたものである。その結果、以下の諸点を明らかにした。(1)大阪府方面委員制度は、それ以前の警察社会事業の限界を克服するために創設された新しい社会事業であるということ。(2)創設当初の大阪府方面委員制度は部落対策事業としての性格が強かったこと。(3)警察社会事業は、都市民衆騒擾対策として開始された日露戦後の新しい社会事業であること。

研究成果の概要（英文）：The primary objective of this study is to investigate the contents of the reorganization of local governance structure made in Osaka in time of 1918 before and after. This study revealed the following points. (1) Osaka area committee system was a new social work, which was founded in order to overcome the limitations of police social work. (2) Osaka area committee system began as a Buraku residents Mitigation Project. (3) Police social work was a new social work, which was started as a people counterinsurgency in post-war Japan and Russia.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	700,112	210,000	910,112
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
総計	3,100,112	930,000	4,030,112

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：地域支配、大阪、都市、警察、方面委員、社会事業、社会政策、部落

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は職場である大阪歴史博物館において、米騒動 90 周年にあたる 2008 年に米騒動や騒動後に大阪府で創設された方面委員制度（現在の民生委員制度）の歴史的意義を紹介する特集展示「大阪の米騒動と方面委員の誕生」展を企画・開催した。この展示会の準備のために日本近代都市史の分野に

おける先行研究を検討していく過程で、特に米騒動前後の地域支配構造に関する議論において以下のような問題点が存在することを認識するに至った。

(1)1980 年代から隆盛を迎えた日本近代都市史研究において、小学校の学区を単位とした地域支配構造が米騒動後に「再編」されたとする松下孝昭「大阪市学区改正問題の展

開」(『日本史研究』291、1986年)、同「一九二〇年代の借家争議調停と都市地域社会」(『日本史研究』299、1987年)の主張は現在、通説の位置を占めている。この松下説以降、米騒動後に大阪府が創設した方面委員制度の機能を当該期の社会構造の変容と関わらせて検討した佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』(日本経済評論社、2007年)や米騒動時に後に方面委員となるような地域有力者主体で学区単位に実施された白米販売事業を検討し、改めて都市における学区単位の支配構造をうきぼりにした島田克彦「米騒動と都市地域社会—大阪市北区上福島聯合区を素材に—」(塚田孝編『大阪における都市の発展と構造』山川出版社、2004年)などが現れ、騒動後の地域支配の実態がより具体的に明らかにされることとなった。しかし、松下氏も含めてこれらの研究は、米騒動以後の地域支配をもっぱら検討の対象としており、騒動以前の地域支配を具体的に検討していない。つまり、これらの研究においては、騒動以前と以後の地域支配の違いが明確にされていないため、「再編」を主張するものの、騒動前後で地域支配構造がどのように変化したのかという「再編」の中身が曖昧なままなのである。

(2)一方、米騒動以前の地域支配についての研究としては、大日方純夫『警察の社会史』(岩波新書、1993年)、同『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房、2000年)がある。これは、日露戦後の第二次西園寺内閣期の警視庁改革などを検討したもので、日比谷焼打事件など都市民衆騒擾に危機感を抱いた警察が、騒擾の主体であった都市下層民衆への取締や調査を強化するとともに、人民への対応にあたっては懇切丁寧主義を採用するなど「警察の民衆化」といえるような傾向を強めていくことを明らかにしたものである。この大日方氏の研究は、事実上、都市(東京)における地域支配再編の一端を明らかにしたものに他ならないが、大日方氏自身、都市史・地域史研究に関心が薄いため、警察史研究のまま孤立しており、都市史研究において顧みられることがない。

本研究は、これらの先行研究の問題点を解消するために実施するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の2点である。

(1)米騒動をはさむ前後の時期における地域支配の質的な違いを大阪に即して明らかにする。上記の先行研究の論点との関係に留意すれば、米騒動以前、特に日露戦後の都市民衆騒擾期においては警察の、米騒動後においては方面委員の、地域支配におけるそれぞれの役割・機能を明らかにすることを課題としたい。具体的には、①都市民衆騒擾期に大

阪府警察が実施した下層民衆向けの各種社会事業(徳風・有隣岡尋常小学校のような貧民学校や職業紹介所兼共同宿泊所である大阪自彊館など)と方面委員活動との質的な違い、②警察・方面委員双方の社会調査の方法や性格の違いなどを検討することを通じて、警察・方面委員双方による地域支配の性格の違いを浮かび上がらせ、騒動後の「再編」の中身を確定するという方法をとる。

(2)上記の大阪で実践された地域支配の特異性・先進性といったものを、他の地域との比較で浮かび上がらせ、その根拠を解明する。具体的には、①およそ警察の本来の職務とはほど遠い各種社会事業を実施した大阪府警の日露戦後の取り組みと、同時期の他府県の警察、特に警視庁の活動との比較、②岡山県済世顧問制度、東京府の慈善協会救済委員制度などとこれら類似の諸制度の後に創設されながらも、これらをさしおいて全国的に普及していくことになる大阪府方面委員制度との比較などを通して、上記の課題に迫りたい。

3. 研究の方法

(1)まず、研究対象である地域支配構造の二段階再編のうち、第二段階の再編(米騒動後)を優先的かつ重点的に検討した。これは、第一段階の再編によって創設・制度化された諸要素(警察社会事業施設など)が第二段階再編期にも存続し、第二段階の諸要素(方面委員制度など)とも併存しているからである。したがって、研究の全期間にわたって、第二段階における警察社会事業施設と方面委員活動などとの相互関係、おのおのの役割分担、機能の相違などを検討し、第一段階・第二段階それぞれの再編の性格の違いを明らかにするという方法をとった。具体的には、警察社会事業施設と方面活動との関係、方面委員として任命された警察官の活動の実態と民間の方面委員の活動との違いなどに留意しながら、当該期の地域支配の実態について検討した。分析した主な資料は、方面委員のリーダー達の会合(常務委員联合会)の議事録が掲載されている『大阪府方面委員事業年報』(『大阪市・府社会調査報告書』に復刻掲載)と方面委員制度の理念的指導者小河滋次郎が主宰した雑誌『救済研究』や『社会事業研究』などである。

(2)第一段階の再編については、史料制約もあるため、警察活動が活発化した時期(大正政変や米騒動時など)や池上四郎が大阪市長に就任するまでの時期を重点的に検討した。具体的には、警察社会事業施設(大阪自彊館、有隣・徳風岡小学校、修徳館など)の事業内容やこの時期に活発化する警察細民調査の実態を検討した。特に①後に方面委員となるような地域有力者がどの程度警察

の活動に協力したのか、②民衆騒擾期に反警察感情が高まるなかで、警察社会事業を享受した民衆の警察観の実相などにも留意し、この時期の警察活動の限界についても検討した。調査対象とする主な資料は、警察協会雑誌（東京大学明治新聞雑誌文庫蔵）、内務省文書（国立公文書館蔵）、新聞記事などである。

(3)研究期間の後半（平成23・24年度）については、大阪の地域支配の先駆性・特異性を明らかにするために、以下の地域における地域支配との比較検討を重点的に行った。対象としたのは、東京府の警視庁改革・慈善協会救済委員制度、岡山県の済世顧問制度や、『水平社創立の運動』、鈴木良、部落問題研究所、2005年などの水平運動史研究でその地域支配構造の比較検討がされはじめている京都・奈良地域である。

4. 研究成果

本研究は、大きくまとめると、以下の三点を明らかにした。

(1)大阪府方面委員制度は、それ以前の警察社会事業の限界を克服するために創設された新しい社会事業であるということ。詳述すると、以下の諸点を明らかにした。

- ①方面委員制度発足当初には、貧困世帯の生活調査方法については、曾根崎警察署など警察から方面委員に対して指導があったこと
- ②方面委員には制度発足以前から貧困世帯に対する調査・取締りに経験のある警察官が任命されていたこと
- ③しかし、「官僚・強制・画一的」な取り締まりを本質とする警察の方面活動には本来的に限界があったこと
- ④そして、その背景には、当時の民衆の反警察感情が存在していたこと
- ⑤方面委員制度の理念的指導者である小河滋次郎など大阪府当局者にとって、大阪府方面委員制度は警察社会事業の限界を克服するものとして期待されていたこと

(2)創設当初の大阪府方面委員制度は部落対策事業としての性格が強いこと。詳述すると、以下の諸点を明らかにした。

- ①方面委員制度の前史として位置づけられる日露戦後の大阪府警による社会事業の本質は部落対策事業であったこと
- ②したがって、方面委員制度の部落対策事業としての性格は前史である警察社会事業から引き継いだものであること
- ③方面委員制度の実質的な創設者である小河滋次郎は、創設当初の同制度に対して有効な部落改善事業として期待していたこと
- ④したがって、小河らは、部落を有する地

域に積極的に方面委員を設置する考えであり、実際そうなったこと

⑤警察が、創設期の方面委員制度の普及・定着化のために、制度普及講演会での貧困世帯への貯金奨励、貧困児童の積極的な組織化などの分野で積極的な役割を果たしたこと

⑥警察がこれらの分野を重点的に展開した地域というのは、部落地区や部落住民と「一般」住民との混住地区がほとんどであること

⑦つまり、警察も部落改善時業としての方面委員制度の有効性を認め、創設当初はそれを積極的に活用していたこと

(3)警察社会事業は、都市民衆騒擾対策として開始された日露戦後の新しい社会事業であること。詳述すると、以下の諸点を明らかにした。

①大阪府警察による社会事業は、日露戦後の都市民衆騒擾期という新しい社会状況に対応したものであったこと

②警察社会事業の対象は、主に西浜やその周辺など部落住民やその出身者の集住地であり、部落対策としての性格が強かったこと

③警察社会事業の開始とともに、それまで、大阪の代表的な慈善事業であった侠客慈善事業、具体的には侠客小林佐兵衛経営の私設小林授産場は、終演を迎えるということ

④小林授産場の収容者を引き継いだ財団法人弘済会（大正元年設立）は、貯金奨励事業を実施するなど警察社会事業の特徴を有しており、警察社会事業の一派生形態であるということ

本研究では、以上の諸点を明らかにしながら、近現代大阪の都市社会をどのように把握するかという問題について、以下のような見通しを得た。

すなわち、地域を構造化する社会的権力＝ヘゲモニーを重視する視点から、近代大阪は、昭和2年（1927）の小学校学区廃止に至るまでは、学区ごとに社会的権力が分立する「複層的」な社会であり、それ以降はより上位のヘゲモニーの下に統合される「単一」の社会、すなわち現代社会へと転換するという見通しである。

詳述すると、近代大阪は、かつて原田敬一氏が土着名望資産家となづけた地域有力者達がそれぞれ居住の学区を統合していたが、彼らのヘゲモニーは原則として他学区には及ばない。他学区や全市規模に波及させるためには、新聞メディアなど他の契機が必要となってくる。時として朝日・毎日などの大新聞やその社主が大阪市政上、重要な役割を果たす背景の一つにはそのような事情がある

と考えられる。

今後は、以上のような見地にたった上で、本研究で明らかにした地域支配構造上の再編と、上記で述べた社会構造上の変容との相互関係について検討する必要があると考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 飯田直樹、近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設、社会政策、査読有、第 4 巻第 1 号 (通巻第 11 号)、2012、pp. 135-146 頁
- ② 飯田直樹、『寄附事件記録』(大阪市中央公会堂蔵) について—都市民衆騒擾期における大阪財界の動向—、大阪歴史博物館研究紀要、査読有、第 10 号、2012、pp. 71-104
- ③ 飯田直樹、近代大阪の地域支配と社会構造—近代都市の総体的把握をめざして—、部落問題研究、査読有、第 194 号、2010、pp. 2-29
- ④ 飯田直樹、田中半治郎所用『大阪府方面委員手帳』について、大阪歴史博物館研究紀要、査読有、第 8 号、2010、pp. 87-103

[学会発表] (計 6 件)

- ① 飯田直樹、近代大阪の貧困と救済—警察社会事業と大阪府方面委員制度を中心に—、国際円座「都市における貧困と救済」(主催：近世大坂研究会、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、大阪市立大学都市研究プラザ都市論ユニット)、2012 年 12 月 2 日、大阪市立大学第 4 会議室 (経済学部棟 2F)
- ② 飯田直樹、近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設、研究会「大都市における警察行政と地域社会・地域支配—戦前期の東京と大阪の研究—」(主催：科研費研究「身分・身分的周縁と部落問題に関する地域史的研究」・大阪歴史学会近代史部会・日本史研究会近現代史部会・部落問題研究所歴史研究会)、2012 年 3 月 11 日、大阪府教育会館「たかつガーデン」
- ③ 飯田直樹、大阪城天守閣復興と学区制度廃止問題、政治経済学・経済史学会秋季学術大会自由論題報告、2011 年 10 月 22 日、立命館大学びわこ・くさつキャンパス ラルカディア 3 階 R305
- ④ 飯田直樹、近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設、社会政策学会 第 121 回大会自由論題・第 6 最低生活保障 報告 3、2010 年 10 月 30 日、愛媛大学
- ⑤ 飯田直樹、近代大阪の地域支配と社会構造—近代都市の総体的把握をめざして—、第

47 回部落問題研究所研究者全国集会分科会歴史Ⅱ、2009 年 10 月 25 日、佛教大学

[図書] (計 2 件)

- ① 大阪歴史博物館、飯田直樹、他、大阪歴史博物館、民都大阪の建築力、2011、138
- ② 広川禎秀、飯田直樹、他、部落問題研究所、近代大阪の地域と社会変動、2009、391

[その他]

ホームページ等

<http://naniwarekihaku.hide-yoshi.net/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田直樹 (IIDA NAOKI)

公益財団法人大阪市博物館協会・大阪歴史博物館・学芸員

研究者番号：10332404

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：